

●香川県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年6月16日

香川県知事 池田豊人

1 訪問看護事業者

指定年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地
令和5年6月1日	訪問看護ステーション Master Care 丸亀市郡家町1747番地1郡家ビル南棟 2階202号	合同会社MASTERS 善通寺市生野町2884番地6

2 上記以外の機関

指定年月日	名 称	所 在 地
令和5年1月1日	医療法人社団丸亀博愛会 ふたご山クリニック	丸亀市川西町北1360番地1
令和5年6月1日	宮崎歯科医院	坂出市元町一丁目10番24号
令和5年6月1日	森田歯科医院	坂出市本町二丁目3番6号
令和5年6月1日	アカネ調剤薬局	綾歌郡宇多津町浜五番丁65番地ニューオーヨシステトリーマンション1F S-01号
令和5年6月1日	有限会社ミドリ調剤薬局	坂出市府中町259番地2
令和5年6月1日	誠昌堂薬局	坂出市白金町二丁目4番8号